

5GHz 帯無線 LAN 作業班運営方針（案）

1 作業班の構成

- (1) 作業班は、陸上無線通信委員会（以下「委員会」という。）主査から指名された者により構成される。
- (2) 作業班の主任は、委員会主査から指名された者がこれに当たる。

2 作業班の運営

- (1) 主任は、作業班の検討事項及び議事を掌握する。
- (2) 作業班の会議は、主任が招集する。
- (3) 主任は、作業班の会議を招集する時は、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (4) 主任は、関係者に協力を求めることができる。
- (5) 主任は、必要があると認める時は、作業班に、必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ又は説明させることができる。
- (6) 作業班に主任代理を置く。
- (7) 主任代理は、主任から指名された者がこれにあたる。
- (8) 主任が不在のときは、主任代理がその職務を代行する。
- (9) 会議で配布された資料（以下「資料」という。）は、閲覧その他の方法により公開する。ただし、資料を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合及びその他主任が非公開とすることを必要と認めた場合、その全部又は一部を非公開とすることができる。
- (10) その他、作業班の運営については、主任が定めるところによる。

3 アドホックグループの構成

- (1) 主任は、作業班で審議する事項について特に専門的な審議を行う必要があると認めるときは、リーダーを長とするアドホックグループを置くことができる。
- (2) アドホックグループのリーダーは、主任から指名された者がこれにあたる。